

役職定年制度規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「当協会」という。）事務局規程第36条に定める事務局職員の役職定年制度の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「役職定年制度」とは、人事の円滑化と組織の活性化を図るため、当協会が定める一定年齢に到達したときに事務局規程第25条から第35条に定める役職を離脱し、後進に道を譲る制度をいう。

(役職定年)

第3条 役職の定年年齢は、60歳とする。

(役職離脱日)

第4条 役職離脱日は、前条の年齢に達した直後の3月31日とする。

(役職離脱後の身分及び職務)

第5条 前条による役職離脱後の身分は、次のとおりとする。ただし、参事の者に対し、給与規程第23条に定める参事手当は支給しない。

- (1) 役職定年時特別職であった者：一般職 参事
- (2) 役職定年時一般職で参事であった者：一般職 主幹
- (3) 役職定年時一般職で主幹または主事であった者：一般職 主事
- (4) 役職定年時研究職であった者：研究職 研究員

2. 役職離脱後の具体的な職務内容については、当協会業務の必要性および本人の経験等を勘案し、役職定年時に当協会と協議の上これを決定する。

3. 役職離脱後の職員は、上司の命を受けて所定の業務に従事する。

(雇用条件)

第6条 役職離脱後の雇用条件及び労働条件については、当協会の各規程に基づくものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則1：この規程は、令和2年4月1日から施行する。